

「権利擁護・虐待防止」 行動指針

職員行動指針

ワゲン療育病院長竹は、職員ひとり一人が組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「ワゲン療育病院長竹職員行動指針」を定め、施設内外に提示します。

ワゲン療育病院長竹のすべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、主に管理・監督する立場にある者は、自らが規範となるよう率先して実行に努めます。

1. 社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底

ワゲン療育病院長竹は、関係法規、施設の定めた諸規定はもとより、施設の理念や社会的ルール遵守を徹底します。

2. 社会貢献の推進

ワゲン療育病院長竹は、地域や社会に根ざした施設であるために、社会貢献活動を行います。

3. 人権の尊重

ワゲン療育病院長竹は、差別のない公平な施設であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合いひとり一人が平等であるという考えのもとに行動します。

4. プライバシーの保護

ワゲン療育病院長竹は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

5. 個人情報の保護と管理

ワゲン療育病院長竹は、個人情報保護法に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行います。

6. 公正・公平な取引の推進

ワゲン療育病院長竹は、公平かつ公平で健全な取引を行います。

7. 行政機関等との関係

ワゲン療育病院長竹は、自立した施設として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

8. 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

ワゲン療育病院長竹は、利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また、地域の信頼と理解を高めるために、地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

9. 危機管理（リスクマネジメント）の徹底

ワゲン療育病院長竹は、「ワゲン療育病院長竹 医療安全管理指針」に基づき常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。